雇用ニュース

つがる 2025

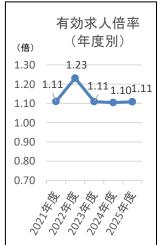


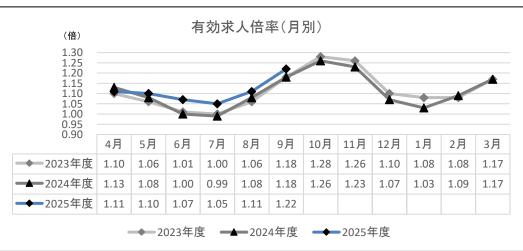
10月号(9月内容)

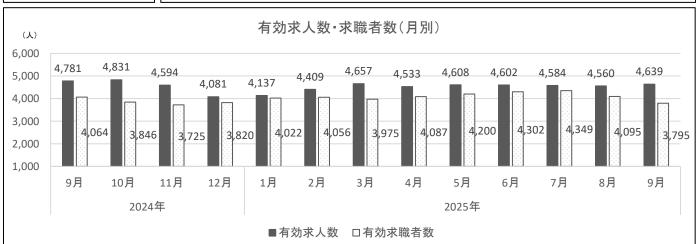


ハローワーク弘前(弘前公共職業安定所) 〒036-8502 **弘前市南富田町5-1** TEL **0172-38-8609**

●有効求人数・求職者数・求人倍率の推移







〇求人・求職の状況

- ・有効求人倍率は1.22倍となり、前年同月を0.04ポイント上回りました。また、前月比では0.11ポイント上回りました。
- ・有効求職者数は3,795人で、対前年同月比6.6%(269人)減少しました。
- ・有効求人数は4,639人で、対前年同月比3.0%(142人)減少しました。
- ・新規求職申込件数は762件で、対前年同月比0.5%(4件)増加しました。
- ・新規求人数は1,523人で、対前年同月比4.3%(69人)減少しました。
- ・就職件数は271件で、対前年同月比3.9%(11件)減少しました。

●一般職業紹介状況(管内)

1. 全数

		2025年	2024年	+	増減率(%)	2025年度	2024年度	増減数	増減率(%)
		9月	9月	増減数		9月(累計)	9月(累計)		
新規求人数	(人)	1,523	1,592	▲ 69	4 .3	10,016	10,252	▲ 236	1 2.3
月間有効求人数	(人)	4,639	4,781	▲ 142	▲ 3.0	27,526	27,798	▲ 272	▲ 1.0
新規求職申込件数	(件)	762	758	4	0.5	5,508	5,901	▲ 393	▲ 6.7
月間有効求職者数	(人)	3,795	4,064	1 269	▲ 6.6	24,828	25,910	▲ 1,082	4 .2
紹介件数	(件)	633	701	▲ 68	▲ 9.7	3,937	4,605	▲ 668	▲ 14.5
就職件数	(件)	271	282	▲ 11	▲ 3.9	1,583	1,857	▲ 274	▲ 14.8
就職率	(%)	35.6	37.2	▲ 1.6	*	28.7	31.5	▲ 2.8	*
新規求人倍率	(倍)	2.00	2.10	▲ 0.10	*	1.82	1.74	0.08	*
有効求人倍率	(倍)	1.22	1.18	0.04	*	1.11	1.07	0.04	*

注) 学卒を除きパートタイムを含む。

2. 常用的フルタイム

		2025年 2024年 ######		+	+的/武士(0/)	2025年度	2024年度	+苗沙武米5	描述文(0/)
		9月	9月	増減数	増減率(%)	9月(累計)	9月(累計)	増減数	増減率(%)
新規求人数	(人)	703	854	▲ 151	▲ 17.7	5,548	5,654	▲ 106	▲ 1.9
月間有効求人数	$(\sum$	2,676	2,714	▲ 38	▲ 1.4	16,196	16,244	4 8	▲ 0.3
新規求職申込件数	(件)	506	474	32	6.8	3,085	3,222	▲ 137	4 .3
月間有効求職者数	(人)	2,160	2,254	▲ 94	4 .2	13,405	14,328	▲ 923	▲ 6.4
紹介件数	(件)	381	384	▲ 3	▲ 0.8	2,331	2,574	1 243	▲ 9.4
就職件数	(件)	160	146	14	9.6	861	1,003	▲ 142	▲ 14.2
就職率	(%)	31.6	30.8	0,8	*	27.9	31.1	▲ 3.2	*
新規求人倍率	(倍)	1.39	1.80	▲ 0.41	*	1.80	1.75	0.05	*
有効求人倍率	(倍)	1,24	1.20	0.04	*	1.21	1.13	0.08	*

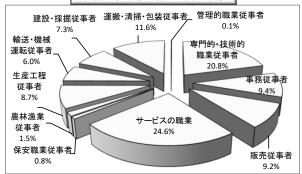
注)学卒及びパートタイムを除く。

3. 常用的パートタイム

		2025年	年 2024年 ####################################		+色は女(0/)	2025年度	2024年度	+供/==#.*/-	+ 第二本 (0/)
		9月	9月	増減数	増減率(%)	9月(累計)	9月(累計)	増減数	増減率(%)
新規求人数	(人)	381	446	▲ 65	1 4.6	2,679	2,820	▲ 141	▲ 5.0
月間有効求人数	(人)	1,220	1,312	▲ 92	▲ 7.0	7,481	7,815	▲ 334	4 .3
新規求職申込件数	(件)	236	267	▲ 31	▲ 11.6	1,634	1,819	▲ 185	▲ 10.2
月間有効求職者数	(人)	1,296	1,423	▲ 127	▲ 8.9	9,018	8,985	33	0.4
紹介件数	(件)	163	234	▲ 71	▲ 30.3	1,250	1,549	▲ 299	▲ 19.3
就職件数	(件)	79	95	1 6	1 6.8	548	651	1 03	▲ 15.8
就職率	(%)	33.5	35.6	▲ 2.1	*	33.5	35.8	1 2.3	*
新規求人倍率	(倍)	1.61	1.67	▲ 0.06	*	1.64	1.55	0.09	*
有効求人倍率	(倍)	0.94	0.92	0.02	*	0.83	0.87	▲ 0.04	*

- ◆新規求人倍率=新規求人数÷新規求職申込件数
- ◆有効求人倍率=有効求人数÷有効求職者数
- ◆就職率=就職件数÷新規求職申込件数×100
- ◇「常用的」とは雇用期間が4ヶ月以上又は定めがないもの

職種別新規求人割合(常用計)





職種別新規求職割合(常用計) 管理的職業従事者 運搬·清掃· その他 包装従事者 0.0% 19.1% 専門的・技術的 12.7% 職業従事者 建設・採 11.6% 事務従事者 掘従事者 21.6% 2.3%_ 輸送・機械 運転従事者 販売従事 4.9% 6.3% -ビスの職業 生産工程 12.3% 従事者 6.1% 農林漁業従事 2.8% 保安職業従事者 0.4%

4.	職種別求人	•	斌職	•	紹介状況	(常用計)

4. 職種別求人・求職・紹介状況(常用計) (単位 <u>: 人. 件.</u>										
項 目 職業分類	新規求人数	有効求人数	新規求職 申込件数	月間有効 求職者数	紹介件数	就職件数	充足数	有 効 求人倍率		
職業計	1,084	3,896	742	3,456	544	239	274	1.13		
A 管理的職業従事者	1	6	-	5	-	-	-	1.20		
B 専門的·技術的職業従事者	225	763	86	406	88	39	42	1.88		
C 事務従事者	102	319	160	716	171	43	45	0.45		
D 販売従事者	100	290	47	199	35	16	13	1.46		
E サービスの職業	267	1,032	91	374	79	49	62	2.76		
F 保安職業従事者	9	65	3	23	4	3	5	2.83		
G 農林漁業従事者	16	60	21	64	6	6	7	0.94		
H 生産工程従事者	94	379	45	235	39	24	25	1.61		
Ⅰ 輸送・機械運転従事者	65	268	36	104	29	13	17	2.58		
J 建設・採掘従事者	79	320	17	59	6	5	4	5.42		
K 運搬・清掃・包装等従事者	126	394	94	536	87	41	54	0.74		
分類不能の職業	-	-	142	735	-	-	-	_		

- ◆充足数:自安定所の求人が安定所(他安定所を含む)の紹介斡旋により、求職者と結びついた件数
- 注) 平成21年12月改定の「日本標準職業分類に基づく区分」に基づく区分

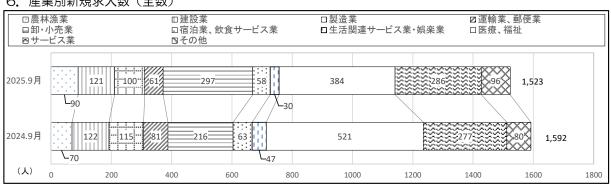
5. 年齡別 • 職種別有効求職者数(常用計)

(単位:人)

	年齢計	24歳以下	25~34歳	35~44歳	45~54歳	55~64歳	65歳以上	55歳以上の割合
職 業 計	3,456	240	681	621	753	814	347	33.6%
A 管理的職業従事者	5	-	1	-	3	1		20.0%
B 専門的·技術的職業従事者	406	31	101	75	84	86	29	28.3%
C 事務従事者	716	44	177	167	174	115	39	21.5%
D 販売従事者	199	17	36	34	47	52	13	32.7%
E サービスの職業	374	21	50	65	89	95	54	39.8%
F 保安職業従事者	23	ω	1	-	Ω	13	Ω	69.6%
G 農林漁業従事者	64	6	7	10	16	18	7	39.1%
H 生産工程従事者	235	27	50	46	41	57	14	30.2%
輸送·機械運転従事者	104	1	12	7	19	40	25	62.5%
J 建設·採掘従事者	59	6	10	10	7	14	12	44.1%
K 運搬・清掃・包装等従事者	536	25	81	87	122	152	69	41.2%
分類不能の職業	735	59	155	120	148	171	82	34.4%

注)平成21年12月改定の「日本標準職業分類に基づく区分」に基づく区分

6. 産業別新規求人数(全数)



青森県最低賃金が変わります!

令和7年11月21日から

時間額

1,





□【適用される範囲等】

「青森県最低賃金」は、産業や職種にかかわりなく青森県内の**すべての** 事業所で働く労働者に適用されます。パートタイムの方、アルバイトの 方も対象です。

□【除外賃金】

次に掲げる賃金は、最低賃金額の算定には含まれません。

(1) 精皆勤手当 (2) 通勤手当 (3) 家族手当 (4) 臨時に支払われる賃金 (5) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当など) (6) 時間外労働・休日労働に対して支払われる賃金及び深夜労働に対する割増部分の賃金

詳しくは、青森労働局労働基準部賃金室(017-734-4114)又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

なお、<u>業務改善助成金</u>については、コールセンター(0120-366-440)へ、<u>中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引上げに向けた支援</u>策、その他相談については、青森働き方改革推進支援センター(0800-800-1830)へお問い合わせください。



使用者も労働者も必ずチェック最低賃金! 最低賃金に関する特設サイト

https://saiteichingin.mhlw.go.jp/

☆ 支援事業も掲載しています。

